# 新京都府人権教育・啓発推進計画

平成17年(2005年)1月

京 都 府

## 目 次

男 1 草 はしめに	• • • • • • 1	l
1 国際的な人権尊重の流れ	• • • • • • 1	
2 国内の動向	• • • • • • 1	
3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況	• • • • • • • 2	<u>}</u>
第2章 計画の基本理念	4	ļ
1 計画策定の趣旨	• • • • • • 4	Ļ
2 計画の目標及び性格等	• • • • • • 4	Ļ
(1)計画の目標	• • • • • • 4	Ļ
(2)計画の性格	• • • • • • 4	ļ
(3)人権教育・啓発について	• • • • • • 4	ļ
3 人権教育・啓発推進の視点	• • • • • • 5	;
4 計画の推進	• • • • • • 6	5
(1)計画の目標年次	• • • • • • 6	5
(2)推進体制等	• • • • • • 6	5
第3章 人権問題の現状等	• • • • • • 7	7
1 同和問題	• • • • • • 7	7
2 女性	• • • • • • • 9	)
3 子ども	• • • • • • 1	0
4 高齢者	• • • • • • 1	2
5 障害のある人	• • • • • • 1	3
6 外国人	1	4
7 患者等	• • • • • • 1	5
(1)エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)	• • • • • • 1	5
(2)ハンセン病	1	6
8 さまざまな人権問題	• • • • • • 1	7
	2	_
第4章 人権教育・啓発の推進	2	
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	2	
(1)保育所・幼稚園	2	
(2)学校	2	
(3)地域社会	2	
(4)家庭	• • • • • • 2	
(5)企業・職場	2	4

2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	•	•	•	•	•	•	•	2 5
(1)教職員・社会教育関係職員	•	•	•	•	•	•	•	2 5
(2)医療関係者	•	•	•	•	•	•	•	2 6
(3)保健福祉関係者	•	•	•	•	•	•	•	2 7
(4)消防職員	•	•	•	•	•	•	•	2 7
(5)警察職員	•	•	•	•	•	•	•	2 8
(6)公務員	•	•	•	•	•	•	•	2 8
(7)マスメディア関係者	•	•	•	•	•	•	•	2 9
第5章 計画の推進	•	•		•	•	•	•	3 0
1 指導者の養成	•	•	•	•	•	•	•	3 0
2 人権教育・啓発資料等の整備	•	•	•	•	•	•	•	3 0
3 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	•	•	•	•	•	•	•	3 0
4 国、市町村、民間等との連携	•	•	•	•	•	•	•	3 1
5 調査・研究成果の活用	•	•	•	•	•	•	•	3 1

### 第1章 はじめに

### 1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合(以下「国連」という。)では、1948年(昭和23年)第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」を採択して以来、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」など、人権に関する数多くの国際規範を採択するとともに、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官の設置(1994年(平成6年))や人権関係諸条約の監視機関等の積極的な活動など、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。特に、1994年(平成6年)の第49回総会では、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することを求めました。

「人権教育のための国連10年」の取組により、人権教育推進の方向がつくられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取組が推進されてきました。

しかしながら、21世紀に入った現在においても、なお世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にまでさらされているという現状があります。

「人権教育のための国連10年」の取組が最終年を迎えた2004年(平成16年)12月には、 国連総会において、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、2005年(平成17年)から「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択されるなど、21世紀を 人権の世紀とするための取組が更に推進されようとしています。

### 2 国内の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法の精神に基づき、民主的で文化的な国家の 建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際識字年」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、我が国固有の問題である同和問題については、1965年(昭和40年)の同和対策審議会の答申に基づいて、その解決に向け、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に基づき、2002年(平成14年)3月まで33年間にわたる特別対策が実施されてきました。

また、女性、障害のある人、外国人等の様々な人権問題についても、男女共同参画社会やノーマライゼーションあるいは共生社会の実現などの理念の下に、その改善に向けた様々な施策が実施されて

きています。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国連の規約人権委員会をはじめとした関係機関から、同和問題や女性、外国人等様々な人権問題が存在すると指摘されているところです。

こうした中で、1995年(平成7年)12月には、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部が設置され、1997年(平成9年)7月には、国内行動計画が策定されました。

また、1996年(平成8年)12月には、「人権擁護施策推進法」が制定され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年(平成11年)7月には人権教育・啓発の基本的事項について、2001年(平成13年)5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000年(平成12年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)(以下、「人権教育・啓発推進法」という。)」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。また、2002年(平成14年)3月には、同法に基づき国の「人権教育・啓発に関する基本計画(以下、「基本計画」という。)」が策定されました。

### 3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況

京都府においては、こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、今日まで人権教育・啓発を総合的に推進してきたところです。

1999年(平成11年)3月には、基本的指針として「人権教育のための国連10年京都府行動計画(以下、「京都府行動計画」という。)」を策定し、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策を積極的に取り組んできました。

これらの取組により、京都府の人権教育・啓発は、同和問題など様々な人権問題について、施策が 計画的に推進されるようになり、特に、教職員・社会教育関係職員、公務員等を「人権に特に関係す る職業従事者」と位置付け、研修等が計画的に実施されるようになりました。

また、市町村においても計画策定が進み、人権教育・啓発が施策体系の中にしっかりと位置付けられるようになるなど、内容、対象、実施主体の各面で広がりを見せてきています。

2001年(平成13年)に実施した調査によると、回答者の60%以上の方が同和問題など様々な人権問題に関心を示し、約半数の方が人権問題に関する研修会に参加した経験があると答えていることなどから、府民の中に人権教育・啓発の取組が浸透してきていることがうかがえます。

しかしながら、自分の人権が侵害された経験として、職場でのセクシュアル・ハラスメントや差別、 学校や家庭、地域社会での経験など身近な場面での人権問題をあげた方が多いこと、また、同和地区 出身者に対する差別意識や偏見が結婚問題を中心に依然として存在していることや、就職の採用選考 において「応募者の適性・能力による公正な採用選考」の考え方が十分に浸透していないという状況 がうかがえるなど、今後とも、工夫を凝らして積極的に人権教育・啓発に取り組むことが必要です。

こうした状況等も踏まえ、世界人権宣言が採択されて55周年に当たる2003年(平成15年) 11月30日、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、「世界人権 宣言55周年京都アピール」を発表しました。

このアピールは、あらゆる人々が、あらゆる場で「生命の尊厳を自覚し、自然と共に幸せを築いて ゆく人間の行動とその成果」と考えられる「人権文化」を実らせ、自然と人間、そして 人間のすべ てが共生し、自由と平等にあふれた社会の実現をめざして前進しようと呼びかけたものであり、今後、 その趣旨の実現に向けて、具体的な施策等を推進することが求められています。

### 第2章 計画の基本理念

### 1 計画策定の趣旨

京都府では、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」を新京都府総合計画の基本計画の中に目標として掲げ、「京都府行動計画」を人権教育・啓発推進に係る基本的指針として、学校、地域、家庭、職域等、生涯を通じたあらゆる場面で、府民が幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう積極的に取り組んできました。

その結果、人権教育・啓発の取組が府民に浸透してきたことがうかがえますが、人権に関する現状を見ると、児童虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス(以下、「DV」という。))、同和地区出身者や障害のある人、外国人等への差別、インターネットによる差別的情報の流布など、府民生活にかかわる様々な場面で、依然として、人権に関する深刻な問題が数多く発生しており、今後も人権教育・啓発のより一層積極的な取組が求められていると考えています。

一方、「人権教育・啓発推進法」は、その第5条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する。」と規定しています。

こうしたことを踏まえ、「京都府行動計画」の計画期間が満了した2005年(平成17年)以降においても「京都府行動計画」を継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めることが必要であり、その基本的指針としてこの計画を策定するものです。

### 2 計画の目標及び性格等

#### (1)計画の目標

この計画は、「京都府行動計画」の取組を継承・発展させ、新京都府総合計画に掲げた「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」へ向けて、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築することを目標とします。

人権という普遍的文化が構築された社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会であると考えています。

#### (2)計画の性格

この計画は、「人権教育・啓発推進法」に基づき、京都府が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

### (3)人権教育・啓発について

「京都府行動計画」においては、人権教育について、国連の定義を引用し、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」としており、本計画で用いる人権教育・啓発も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、この両者は

明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、 必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、 「府民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する府民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」をいいます。

### 3 人権教育・啓発推進の視点

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきた京都府における同和教育や啓発活動、並びに「京都府行動計画」の取組の成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。

共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

人権とはなによりも、自己実現と幸福追求のための権利といわれています。すべての人のために、年齢、性別、身体的能力、国籍、民族などの違いにかかわらず、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

一人ひとりを大切にした人権教育・啓発

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重される社会、すなわち、「人権の共存」が達成される社会です。

このような社会を実現するために、生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取組など、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

生涯学習としての人権教育・啓発

「人権教育・啓発推進法」が規定する基本理念(第3条)には、「人権教育及び人権啓発は、 学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重 の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な 手法の採用、(中略)を旨として行わなければならない。」と述べられています。

このように、人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を 支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもあります。府民が生涯のあらゆる 機会を通じて人権について学習することができるよう取組を推進します。

身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が府民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分 自身の課題としてとらえるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

このため、例えば私たちが日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すとともに、地域、職場等での身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

### 4 計画の推進

### (1)計画の目標年次

この計画の目標年次は、2015年(平成27年)とします。

### (2)推進体制等

新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。

この計画を実現するためには、府民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く府民に浸透するよう、様々な機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、 人権教育・啓発に係る施策等についての府民意識の把握に努めます。

この計画に基づく施策を効果的に実施するため、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況をとりまとめ、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるよう、第三者から評価を得ること等により施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。

住民に最も身近な市町村における人権教育・啓発に関する施策の策定や実施等が、この計画の趣旨に沿って自主的・積極的に取り組まれるよう支援等を行うとともに、広域的な啓発推進の見地から市町村と連携を図って人権強調月間(8月)や人権週間(12月4日~10日)等において効果的な啓発活動が実施できるよう努めます。

また、公的団体、企業、NPO等の民間団体等におけるそれぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

この計画の趣旨を踏まえ、府の諸施策の推進に当たっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

### 第3章 人権問題の現状等

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別は、その一つの典型ですが、 その他にも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権尊重に関する様々な施策が推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このような様々な人権問題が生じている背景について、国の「基本計画」では、人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理な因習的意識の存在等があげられています。また、これまで人権問題として認識されていなかった問題や社会の情報化、技術革新などの社会環境の変化から生じた新たな問題が人権問題として認識されるようになってきています。

人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生することによって、重層化・複雑化している可能性があることを考慮に入れて、あらゆる場や機会を通して、解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

特に、子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、「法の下の平等」「個人の尊厳」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からも、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、関係機関と十分連携を図って、推進していく必要があります。

#### 1 同和問題

### (これまでの取組)

1965年(昭和40年)の「同和対策審議会答申」は、同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めています。

京都府ではこの答申の精神を踏まえ、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、国や市町村とも連携しながら、33年間にわたって特別法による対策事業を実施してきました。

また、同和教育についても、戦後、間もない時期に始まり、1952年(昭和27年)には「同和教育基本方針(試案)」を、1963年(昭和38年)には「同和教育の基本方針」を、それぞれ京都府教育委員会において策定し、同和問題の解決をめざす教育を推進してきました。

こうした同和問題にかかわる実態的差別、心理的差別の解消をめざした総合的な施策が展開された 結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備が概ね完了し、様々な面で存在していた較差が 大きく改善されるなど、特別法による対策は、概ねその目的を達成できる状況になったことから、2002年(平成14年)3月末日をもって終了し、産業、就労、教育等の残された課題については、現行制度を的確に運用することにより対応することとなりました。

### (現状と課題)

同和地区出身者に対する差別意識や偏見については、意識調査などからは、多様な意識レベルが存在しているものの全体としては解消へ向けて進んでいます。しかしながら、結婚にかかわる問題を中心に根強く存在していることがうかがえ、こうした意識面での課題が、同和地区出身者に対する結婚差別や身元調査、インターネット等を利用した悪質な差別的情報の流布として顕在化する場合が見られます。

一方、産業面においては、産業構造として建設業等特定の業種や小規模零細業者の比率が大きいなどの状況があり、国や地方公共団体の財政状況の悪化による公共事業の抑制や長引く不況の影響により、厳しい経営環境に置かれています。

就労面においては、先行き不透明な景気動向や過去最悪の失業率など、全国的に非常に厳しい雇用 情勢の影響を受けている状況にあります。

教育の分野においては、豊かな人権意識をはぐくみ、教育の機会均等を実質的に保障する観点から、 生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かい指導と地域や家庭と連携した取組が求められています。

さらに、同和問題の解決に向けては、同和地区内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め 豊かな関係を築いていく取組の促進が重要になっています。

### (施策の方向)

同和問題の解決へ向けた今後の取組については、1996年(平成8年)の地域改善対策協議会の意見具申が示した「 同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、 同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、 同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、 同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識の下、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して、産業、就労、教育等の残された課題の解決に向けて、これまで展開してきた取組の成果、手法への評価や各種研究の成果を踏まえ、現行制度を的確に運用して取組を推進します。

そのためには、同和問題解決のため、第一線の機関としてこれまで重要な役割を担ってきた隣保館が、今後も周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして幅広く活用されることが重要です。

隣保館の設置主体である市町村と十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業等を通じて地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど課題解決に向けた取組を推進します。また、差別意識や偏見を解消するため、人権尊重の視点から効果的な教育・啓発活動を積極的に推進するとともに、隣保館や公民館等の生涯学習施設等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めることが重要なことから、一層創意工夫された取組が推進されるよう、市町村の取組を支援します。

### 2 女性

### (これまでの取組)

女性の人権問題については、1975年(昭和50年)の国際婦人年を契機に、女性問題に対する 社会一般の認識が深まり、これ以降、「国内行動計画」の策定(1977年(昭和52年))や「女性 差別撤廃条約」の批准(1985年(昭和60年))、「男女雇用機会均等法」の施行(1986年(昭和61年))など各種法律や制度の整備が図られてきました。

また、1995年(平成7年)の第4回世界女性会議において策定された「北京宣言」で、「女性の権利は人権である」と謳われ、それらを背景に、1999年(平成11年)には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

こうしたことにより、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女 共同参画社会の実現が「わが国の最重要課題」であると位置付けられたところです。

さらに、女性に対する暴力などの急増から、2000年(平成12年)に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー防止法)」、2001年(平成13年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が制定されてきました。

京都府では、1989年(平成元年)に「男女平等と共同参加の21世紀社会をめざす京都府行動計画(KYOのあけぼのプラン)」を策定し、1996年(平成8年)には、府内女性の様々な活動の拠点施設である「京都府女性総合センター」を開設するなど、女性施策の総合的かつ積極的な推進を図ってきました。

さらに、2001年(平成13年)には、男女共同参画社会の実現に向けて、「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画」を策定し、2004年(平成16年)には、京都府における男女共同参画の推進の基本理念を定め、京都府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、京都府の施策に関し必要な事項を定めた「京都府男女共同参画推進条例」を施行し、施策の一層の充実に努めているところです。

#### (現状と課題)

女性の人権問題の現状は、依然として性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にあります。

また、2003年(平成15年)の内閣府の調査によると、約5人に1人(19.1%)の女性が「配偶者や恋人から暴力的行為を受けたことがある」と回答しており、深刻な暴力被害の実態が明らかになっています。

京都府配偶者暴力相談センター及び京都府女性総合センターにおけるDV相談件数は、2003年度(平成15年)には、それぞれ10,833件、3,023件と増加傾向にあります。また、京都労働局におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数も、2003年度(平成15年)は355件と大きく増加しています。

性別による人権侵害については、「京都府男女共同参画推進条例」において禁止しているところですが、人権教育や啓発を通して、女性の人権の尊重に努めるとともに、こうした行為の防止や被害を受けた人に対する支援措置を講じていく必要があります。

さらに、女性の活躍状況を示す国際指標であるジェンダーエンパワーメント指数は、2004年(平

成16年)の国連報告で78か国中38位となるなど、諸外国に比べて低い結果となっています。 社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、「京都府男女共同参画推進条例」の

理念を十分に踏まえ、京都府、府民、事業者の相互の連携・協働の下、総合的な施策を推進していくことが求められています。

### (施策の方向)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等が謳われ、男女平等の実現に向けた様々な取組が着実に推進されてきましたが、依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いなどの課題が残されており、こうした認識の下、京都府では、「京都府男女共同参画推進条例」において、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」など6つの基本理念を定めています。こうした基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を総合的に策定・実施し、女性の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。

DVについては、暴力の根絶に向けて、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関との連携を一層強化し、引き続き相談や一時保護、自立支援など被害者の支援に取り組むとともに、セクシュアル・ハラスメントやストーカーなどの行為についても、人権教育・啓発を通して、こうした人権侵害行為の防止に努め、京都労働局や警察等関係機関と連携し、被害者への適切な支援に努めます。

また、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジを応援するため、幅広い関係機関との連携の下、女性のチャレンジ支援策の推進や適正な雇用環境の促進に努めるとともに、家族の一員としての役割を男女が協力して果たすことができるよう、保育・介護サービスの充実や家庭と仕事の両立への支援に努めます。

### 3 子ども

### (これまでの取組)

京都府の子どもに関する施策は、1996年度(平成8年度)に「京都府子育て支援計画~きょうと未来っ子21プラン」(2005年度(平成17年度)までの10年間)を策定し、「子どもが健やかに生まれ育ち、みんなで子育てを支える社会」を目指して、子育て支援施策を推進してきました。

しかし、計画策定後も少子化の一層の進行、児童虐待の急増、子育て不安の深刻化等の子どもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増し、これらの課題を踏まえ、中間年の2001年度(平成13年度)に「京都府子育て支援計画後期実施計画」(2005年度(平成17年度)までの5年間)を策定し、子育て力の向上や児童虐待防止等の新たな対応と施策の充実を図りました。

後期実施計画においては、地域子育て支援センター、児童虐待防止市町村ネットワークや放課後児童クラブの設置など14施策に数値目標を設定し、着実に子育て支援施策を推進してきました。

青少年施策としては、1991年(平成3年)に策定した「京都府青少年プラン」に基づく青少年施策の推進、更に、2001年(平成13年)3月に、2010年(平成22年)までの概ね10年間を見据えた青少年行政の基本方向を示す「新京都府青少年プラン」を策定し、青少年問題をはじめ、新たな状況に対応した総合的な施策を推進してきました。

### (現状と課題)

2000年(平成12年)の合計特殊出生率が全国は1.36、京都府では1.28となるなど近年の急激な少子化は、子ども同士のふれあいの機会を減少させ、自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらすとともに、核家族化の進行などにより家庭の子育て力も低下しています。特に都市部では、地域における住民同士の交流やふれあいが少なくなり、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識が薄れてきています。

また、社会が物質的に豊かになる中で、生活体験や自然体験などが少なくなり、他人への温かい思いやりや人間関係が希薄となったり、都市化の進行等によって自然や人間を大切にする気持ちが欠如したり、情報化の進展等により自分で主体的に考えることが少なくなるなどの内面的なひずみも生まれています。

こうした状況の中で、重大な子どもの権利侵害である「児童虐待」(保護者等による身体的・心理的虐待、養育の拒否・放任、性的虐待)や、インターネットや携帯電話の著しい普及による有害情報の氾濫、出会い系サイトを介した事件等、子どもの人権が侵害されやすい環境になっており、児童買春・児童ポルノなど児童の性の商品化の問題も生じており、京都府の児童相談所における児童虐待相談件数も近年急増するなど、少子化や児童虐待の問題に加え、子どもの人権を侵害する犯罪の増加等子どもを取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

学校においては、いじめや不登校が依然として深刻な問題になっています。

さらに、1951年(昭和26年)の「児童憲章」や1994年(平成6年)に批准された「子どもの権利条約」において、子どもは、児童の意見表明権などの権利行使の主体として保障されるべきものとなっていますが、依然として、子ども自身が権利の主体として尊重されるという認識が十分ではありません。

子どもや青少年一人ひとりの人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として成育できる環境づくりを推進する必要があります。

#### (施策の方向)

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立って、2005年度(平成17年度)からスタートする新しい子育て支援計画や「新京都府青少年プラン」に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成育するための環境づくりを更に推進します。

同時に、児童虐待の未然防止や被虐待児が迅速かつ適切に保護され、心理的ケアや社会的自立、親子関係の再構築を支援するなど、子どもが安心・安全に暮らせる環境づくりの取組や家庭が発達段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を図ります。

また、子育て家庭の孤立化や子育ての負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、地域やNPOなど社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を推進します。

さらに、青少年の自主性や主体性を尊重した青少年育成施策を推進するとともに、非行の問題行動やいじめ、不登校については、個々の事象に対応できるよう相談指導体制の一層の充実に努め、学校、家庭、地域社会の連携による総合的な取組の充実を図ります。

子どもの健やかな成長を図るために、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

### 4 高齢者

### (これまでの取組)

高齢者に関する施策については、高齢化の進展に伴う様々な課題に対応するため、2000年(平成12年)4月から介護保険制度が開始され、京都府では、これに伴い2000年(平成12年)3月に第1期京都府介護保険事業支援計画を含む「第2次京都府高齢者保健福祉計画」を策定し、様々な高齢者保健福祉施策を総合的・計画的に推進してきました。

2003年(平成15年)3月には計画を見直し、「第3次京都府高齢者保健福祉計画-きょうと 高齢者あんしん21プラン-」を策定し、必要な介護サービス量の確保や良質な介護サービスの提供 に取り組むとともに、壮年期からの健康づくり、高齢者が活躍する地域づくりの推進など、各種の高 齢者保健福祉施策の積極的・総合的な展開に努めています。

また、各市町村における市町村介護保険事業計画を含む市町村高齢者保健福祉計画の推進を広域的 視点から支援するとともに、保健福祉サービスをはじめ、高齢者の生きがい、雇用・就業機会の確保 などの施策を総合的に推進しています。

### (現状と課題)

我が国の高齢化は急速に進行し、今後も更に進行する見込みです。

これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、寝たきり、認知症(痴呆)等の介護を要する高齢者が増加しており、今後更に急増すると予測されています。

このような中、高齢者に対する身体的及び精神的な虐待、身体拘束等により、高齢者の人権が著し く侵害される深刻な問題が発生しています。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者として判断するといった誤った理解が、高齢者に対する 偏見や差別を発生させ、働く意欲のある元気な高齢者についても、年齢制限等により、雇用・就業機 会が少なく、自ら社会参加することができず、自立できない事象も発生しています。

#### (施策の方向)

高齢者がたとえ寝たきりや認知症(痴呆)等になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう「京都府高齢者保健福祉計画」に基づき、介護サービスの提供基盤の整備や介護サービスの質の向上に努めます。

特に、認知症(痴呆)等により判断能力が不十分な高齢者については、権利の擁護を図るとともに、 在宅介護支援センター等による相談を通じて、虐待を受けている高齢者について、市町村と連携した 取組を推進します。

また、働く意欲のある元気な高齢者も確実に増加していくことから、生きがい対策だけでなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できるよう社会参加に向けた取組を進め、社会参加の促進や雇用・就業機会の確保など、総合的な高齢者対策の推進に努めます。

さらに、障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、社会環境の整備を進めるとともに、京都府高齢者情報相談センターにおける様々な相談活動や高齢者の人権問題に係る啓発活動の取組の推進に努めます。

### 5 障害のある人

### (これまでの取組)

障害のある人に関する施策については、1981年(昭和56年)の「国際障害者年」を契機として、1982年(昭和57年)に「京都府国際障害者年長期事業計画」を策定し、施策の着実な推進を図ってきました。

しかし、この間の社会生活環境の変化や障害の重度・重複化、障害のある人の高齢化が進むなど状況は大きく変化し、また、障害のある人自身の社会参加・社会貢献への意欲も大きな高まりを見せてきました。

このため、国においては、1993年(平成5年)3月、「障害者対策に関する新長期計画」が、同年12月には「障害者基本法」が、1995年(平成7年)7月には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が施行され、同年12月には「障害者プラン」(ノーマライゼーション7か年戦略)が策定されました。

京都府では、こうした国の動向を踏まえ、1996年(平成8年)3月に、「京都府障害者基本計画・ひとりだち~京都から~21プラン」を策定しました。

さらに、基本計画の前期5年間が経過する中で、今後なお重点的に実施すべき課題に対応するため、「新京都府総合計画」等との整合性を図りながら、中間年に当たる2000年度(平成12年度)に見直しを図り、後期5年間の重点施策の実施計画として、「京都府障害者基本計画後期実施計画」を新たに策定し、現在、これに基づいて、各種の取組を推進しています。

また、1995年(平成7年)10月から施行された「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、 障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進しており、2004年(平成16年)の条例 改正により推進を強化します。

一方、京都府の障害者雇用率は、全国平均を上回るものの法定雇用率を下回っている状況にあることから、障害のある人の能力開発に努めるとともに、企業啓発などを通して働きやすい環境づくりを 推進しています。

### (現状と課題)

「ノーマライゼーション」や「バリアフリー」の考え方は、日常生活に浸透してきています。

障害のある人の「完全参加と平等」を実現するためには、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人もない人も共に生活できるための環境整備と障害に対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

一方、障害のある人の自立意識や社会参加、生活向上の意識は高まってきています。

しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの人権侵害を受けたり、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

特に精神障害のある人については、誤解や偏見がなお根強く、今後も施策の一層の推進が必要となっています。

なお、今後の障害者施策の方向性としては、2003年度(平成15年度)からスタートした国の新しい障害者基本計画にもあるとおり、「施設や病院から地域生活への移行の促進」が中心的課題となるなど、大きな転換点を迎えています。

### (施策の方向)

障害のある人がライフステージのすべての段階において、社会、経済、文化等各分野にわたり平等に参加、活動することのできる社会の実現を図るため、障害者施策の新たな基本方針となる「新・京都府障害者基本計画」を策定し、今後とも、障害及び障害のある人に対する「理解と交流の促進」に向けたふれあい、交流の場づくりの推進や、福祉のまちづくりの推進などの生活環境の整備、雇用・就業機会の確保等の自立支援を推進するとともに、障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止等と障害のある人の権利擁護に向けた取組を推進します。

また、今後の障害のある人に対する支援のあり方は、「障害の有無にかかわらず、府民だれもが相互に人格と個性を尊重し、パートナーとして支え合う共生社会の実現」を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念として、「施設や病院から地域生活への移行の促進」、「障害のある人が安心して暮らせる生活基盤の整備」が大きな方向性となってくるため、京都府としては、こうした状況の変化を十分に勘案しながら、今後の施策を推進します。

### 6 外国人

### (これまでの取組)

京都府の外国人(外国籍府民)に関する施策は、1995年(平成7年)4月に「京都府国際化プラン」を策定し、(財)京都府国際センターが中心となって、外国籍府民への生活情報の提供や生活相談、日本語修得の支援などを行ってきたところであり、府民の国際理解の促進、外国籍府民が暮らしやすい環境の整備、共に暮らす地域づくりのための取組を推進しています。

また、外国籍府民に対する理解を深めるため、テレビ・ラジオ番組放送や新聞意見広告、人権啓発資料の配布等の啓発活動を行っています。

#### (現状と課題)

京都府における外国人登録者数は、2003年(平成15年)末で約56,000人と京都府人口の2%を越えており、全国平均の1.45%より、高い比率となっています。その中では、戦前・戦後の歴史的経緯から韓国・朝鮮の人々が多く、次いで、中国、フィリピン、アメリカ、ブラジルなどの人々となっています。外国籍府民の総数はここ数年ほぼ横這いの状況が続いていますが、近年、韓国・朝鮮籍の人々の数が減少する中で、中国、フィリピン籍を中心に新たに渡日した外国籍府民の数が年々増加しています。また、留学生数は近年顕著な増加傾向にありますが、こうした外国籍府民との交流が府内各地で進展することにより地域の活性化や国際化に貢献しています。

新たに日本で生活することになった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送る上で様々な問題が指摘されています。 また、相互理解が不十分であることによる偏見や差別などの問題もあります。

また、従来から京都府に生活基盤を持つ外国籍の人々についても、公的年金や教育、住居、就労、結婚などの問題が指摘されています。特に在日韓国・朝鮮の人々に対しては、日本国籍を取得した人も含めて、依然として人権侵害が発生している状況です。

さらに、最近では、国際結婚により生まれた子どもが増えてきていることを踏まえ、これらの環境

に育つ子どもの母語・母国文化教育の充実、外国語で受診できる医療機関の整備など地域に定着する ための生活支援がますます必要となってきています。

多国籍化・多民族化が進展する中で、外国籍府民が快適で安心・安全に暮らせる地域づくりを推進するとともに、相互に理解を深め、人権を尊重し共生していく社会を築いていくことが重要になっています。

### (施策の方向)

府民一人ひとりが国際理解を深め、世界の人々と交流し、協力し合っていくことは自らの人生をより豊かにすることです。また、外国籍府民が府民の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、京都の活性化や国際化の大きな力となります。

今後とも、府民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を推進するとともに、各種審議会等への参加機会の拡大を図り、その意見の反映に努めながら、京都府や(財)京都府国際センターをはじめ、市町村、企業、大学、NPO等の連携・協働による共生社会の実現に向けた取組を推進します。

また、外国籍府民の人権についての正しい理解と認識を広げるため、引き続き市町村と連携を図りながら、効果的な啓発の取組を推進します。

### 7 患者等

患者が、適切な医療を受けるためには、療養環境の整備に加え、医療を提供する医療機関やその従事者との相互信頼関係が築かれる必要があり、行政においても、公的な相談体制の整備等を通じ信頼関係の構築や回復を図るための取組を推進しています。

また、エイズやハンセン病については、次のような現状や課題もあり、諸対応が推進されています。

### (1) エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)

### (これまでの取組)

エイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別が根強く存在していることから、世界保健機関(WHO)では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的レベルでのエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

京都府においても、エイズ患者・HIV感染者が偏見や差別により、様々な困難に直面していることから、関係機関や団体と京都府エイズ啓発推進会議を設置し、エイズに対する正しい知識の普及、偏見や差別をなくすための啓発活動など、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を推進しています。

また、エイズに関する総合的な施策を展開するため、京都府エイズ対策専門委員会を設置して、専門家から意見を聴取するとともに、エイズ問題庁内連絡会議を設置し、総合的に取り組んでいます。

### (現状と課題)

新規エイズ患者・HIV感染者報告数は増加傾向にあり、特に最近の傾向として、日本人男性の同性間及び異性間性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴がありますが、広く男女を問わず20代・30代の性的接触による感染が拡大している状況です。

また、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる 感染の拡大につながる危険性も指摘されており、こうした偏見や差別が感染者の就労などの社会生活 に影響するといった問題もあります。

さらに、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

エイズについて無関心の問題も存在することから、エイズに対する正しい知識を広く普及させる施 策の一層の充実が求められます。

### (施策の方向)

HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育においてもエイズに対する正しい知識の普及を推進するとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動や、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を推進します。

### (2) ハンセン病

### (これまでの取組)

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。

1996年(平成8年)3月に隔離を主体とした「らい予防法」は廃止され、さらに、2001年(平成13年)には「らい予防法」の下に国が行ったハンセン病患者・元患者に対する隔離政策について、国の責任を認める司法判断がなされました。これを受けて国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を成立させました。

京都府においても、こうした一連の動きを受け、京都府出身の療養所入所者一人ひとりにお詫びと励ましの気持ちを込めたメッセージを届けるとともに、療養所入所者の里帰りやハンセン病に対する誤解を解消するための啓発に取り組んでいます。

#### (現状と課題)

ハンセン病は、外見上の明らかな変化と慢性の経過をたどりながら重症化するために、治療法の確立されていなかった時代には、特殊な疾病として取り扱われ、患者本人にとどまらず家族に対しても、様々な偏見や差別が加えられてきました。ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気であり、「らい予防法」は廃止されましたが、2003年(平成15年)においても、ハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに、以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

### (施策の方向)

ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発

活動を推進します。

### 8 さまざまな人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。

### 犯罪被害者等

犯罪の被害者は、事件による直接的な被害だけでなく、刑事手続の過程等で受ける精神的被害や様々な経済的負担などの二次的被害を受けています。

警察では、被害者の人権に配意し、その尊厳を傷つけないという基本方針の下に「京都府警察被害者対策要綱」を制定(1996年(平成8年)10月)し、被害者対策に係る各種施策の推進に努めているほか、犯罪被害給付制度に基づく給付金支給裁定事務の適正かつ効果的な運用に努めています。

現在、政府をはじめ、司法機関、民間被害者支援団体等の各層で被害者支援のための様々な取組が推進されるなど、被害者支援に係る社会的気運が高まっていますが、被害者のニーズは生活上の支援をはじめ医療、裁判に関すること等極めて多岐にわたっていることから、更に、司法、行政、医療、民間被害者支援団体等の関係機関・団体が相互に連携した活動が求められています。

今後とも、警察をはじめ、京都府犯罪被害者支援連絡協議会の活動を通じ、社会全体が被害者をサポートできる環境づくりに努めるほか、京都府公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている(社)京都犯罪被害者支援センターとの連携を強化し、効果的な被害者支援活動を推進します。

#### ホームレス

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が都市部を中心に存在しています。多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスの人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要であり、2002年(平成14年)に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、2004年(平成16年)に「京都府ホームレス自立支援等実施計画」を策定し、国、市町村、関係機関、民間団体と連携・協力しながら、府民の理解と協力を得て、生活保護の実施等ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

#### インターネットによる人権侵害

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、私たちの生活を便利で豊かなものにするために役立つ一方、情報発信の匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われ、人権にかかわる問題が多数発生しています。

2002年(平成14年)には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、インターネット上など情報の流通において権利の侵害が行われた

場合に、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利を与えることが規定されています。

こうした法的措置の周知を図るとともに、憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、他人の 人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、発信者が判明する場合には同人に対する啓発を通じて侵 害状況の排除に努め、発信者が特定できない場合には、プロバイダ等に対して当該情報等の停止・削 除を申し入れるなど自主規制を促すことにより個別的な対応を図っていきます。

さらに、利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努めます。

### 個人情報の保護

現代における通信技術の発達等による情報化の進展は、大量かつ広範な情報の処理と伝達を可能としました。このことは、個人に関する情報にも及び、我々の生活に様々な利便をもたらす反面、様々な個人情報が個人から切り離され、独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、悪質な例では個人情報が商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じることとなりました。

このため、京都府においては、府民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、個人情報の適正な取扱いを定めた京都府個人情報保護条例を1996年(平成8年)に制定し、京都府における個人情報の取扱の適正化に努めてきたところですが、更に一層の取扱いの適正化を図るため、職員に対する罰則などを盛り込んだ条例改正を2004年(平成16年)4月に行ったところであり、この条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図ります。

また、国においても、2003年(平成15年)、個人の権利利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた「個人情報の保護に関する法律」を制定し、事業者は、この法律により、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられることになります。

身元調査については、個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては、結婚や就職において不利益を生じさせることから、府民や事業者が自ら身元調査を行ったり、依頼することはもちろん、調査に応じたりすること自体が個人のプライバシーを侵害するおそれがあること及び個人情報の管理の重要性を広く啓発します。

### 性同一性障害

性同一性障害は、生物学的な性(体の性)と性自認(心の性)が一致していない状態を言い、世界保健機関(WHO)の国際疾病分類に位置付けられています。性同一性障害のある人は、公的な書類(戸籍・住民票・パスポート等)の性別が外見や社会生活上の性別と食い違っているため、様々な不利益や差別を受けることがあります。

2004年(平成16年)7月から、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性別適合手術を受けた人のうち一定の条件を満たす場合については、戸籍上の性別を変更することが可能になりました。しかし、なお行政文書における性別記載欄の問題をはじめ、就職や勤務、医療の受診、住宅への入居など様々な面での課題が指摘されています。

性同一性障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう正しい理解と認識を広げるための啓発 活動の推進に努めます。

#### その他の人権問題

刑を終えて出所した人々に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、 差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存 在しています。刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、 啓発の推進に努める必要があります。

アイヌの人々については、民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及 及び啓発の推進に努める必要があります。

婚外子(非嫡出子)については、相続権等の法的な問題が指摘されており、戸籍上の続柄の記載については嫡出子と同様の記載にするよう「戸籍法施行規則」が改正されたところですが、差別を受けることがないよう啓発の推進に努める必要があります。

同性愛者への差別といった性的指向に係る問題についても、この解消に向けた取組が必要となっています。

さらに、京都府内には、同和問題をはじめ在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経過によって、教育を受ける機会が保障されなかった人々に関する識字の問題があり、近年では新たに渡日した外国籍府民の識字の問題も指摘されています。京都府としては、識字問題を基本的人権にかかわる問題と位置付け、1990年(平成2年)の「国際識字年」を契機に、施策の推進に努めてきましたが、2003年(平成15年)から「国際識字の10年」の取組が推進されており、国の動向も踏まえ、この問題の解決に向け、この計画においても取組を推進します。

なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。京都府としては、以上に述べてきた以外の人権問題も含め、常にその状況に留意し、この計画を通じて取組を推進します。

### 第4章 人権教育・啓発の推進

京都府においては、前章で掲げた同和問題など様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、人々が主体的な取組の中から、

人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる

自分の人権を主張する上で、他人の人権にも十分配慮する必要があるという認識を深めることができる

人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべてという広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下の平等」、「個人の尊厳」といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチとがあることから、この両者を組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域に即した事業展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性 を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものと なるよう努めます。

### 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

### (1)保育所・幼稚園

#### (取組の現状)

保育所・幼稚園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針、 幼稚園教育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を 持った子どもの育成に努めています。

保育所・幼稚園においては、他の乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する 気持ちを持って行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりを持つようにするこ となど人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推 進しています。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題 についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っています。

#### (課題)

保育所・幼稚園においては、家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心をはぐくむなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

### (施策の方向)

今後とも、保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づき、生活体験、心身の発達の過程などを考慮し、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心をはぐくむことができるよう、保育・教育活動の一層の推進に努めます。

また、すべての職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

### (2)学校

### (取組の現状)

学校においては、同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育の推進を図っています。

小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、 児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心をはぐくむとともに、 基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取組を推進して います。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた態度・技能・能力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習等学習形態の工夫を図ったり、人権教育資料・人権教育指導事例集などの有効な活用を図ったりすることにより、教職員に対する研修にも視点を当てながら、人権教育を推進しています。

私立小・中・高等学校及び専修・各種学校に対しても、人権教育の推進に資する資料の提供や学習機会の促進を図り、人権教育が積極的に取り組まれるよう支援しています。

### (課題)

学校での人権教育については、学校間において取組内容に差があります。

また、児童生徒が、同和問題など様々な人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく態度の育成に課題がみられます。

さらに、学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題や、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されています。

### (施策の方向)

学校教育においては、国・府・市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しあいながら、 児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けるこ とを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要があります。

学校においては、「学習指導要領」や「指導の重点」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊か

な人間性等の「生きる力」をはぐくんでいきます。

こうした基本的な認識に立ち、市町村との連携の下にあらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

人権教育は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心をはぐくむことなどを視点とし、 一人ひとりを大切にした教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。

人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深め、成果を府内全体の学校に波及させるよう努めます。また、効果的な教育実践や学習教材等を収集し、府内の学校への提供に努めます。

子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくために、各学校が、人権に配慮した教育活動等に 努めるなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。

家庭や地域社会などとの連携を深め、更に協力も得ながら、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実に努めます。

人権教育にかかわる教職員研修を日常的・系統的に推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。特に、京都府総合教育センターにおいて、体系的・計画的な人権教育の研修講座を実施します。

また、私立学校等においても、人権教育が積極的に推進されるよう、支援と要請に努めます。

### (3)地域社会

### (取組の現状)

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての 自立を促す大切な場です。

京都府では、生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備や学習機会の提供に努めています。また、市町村の公民館や生涯学習センター等の社会教育施設及び隣保館等を中心として人権教育を推進していく指導者の養成と資質向上に努めています。

そのため、人権教育指導資料の作成を行うとともに、知識伝達型の講義形式の学習に偏らないように参加型学習を取り入れるなど、学習内容や方法の工夫・改善に努めながら、様々な人権課題に応じた指導者研修を実施しています。

また、あらゆる人々が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるよう様々な施策を推進しています。

#### (課題)

地域社会には、同和問題など様々な人権問題が存在しています。また、人権教育・啓発が十分に届いていない人々が存在するという問題も指摘されています。したがって、地域の実情に応じた情報提供や学習機会の提供を支援するとともに、住民のニーズにあったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが必要です。

さらに、都市化の進行等により、地域社会の一員としての意識が希薄になっていることから、青少年をはじめとするあらゆる人々との交流によるボランティア活動や自然体験活動などの多様な体験活

動を人権尊重の心を培う機会として一層充実させるなど、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や住 民自らの自主的な取組を促すことも重要です。

社会教育関係指導者の資質向上に関しては、参加型学習が、学習者の実態に即した目標や方向性、 内容等の吟味が不十分であるため、体験に終始しがちであるなどの課題も指摘されています。

### (施策の方向)

府民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。

そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、市町村の公民館や生涯学習センター等の社会教育施設及び隣保館等を拠点とした人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。

そのため、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していることができるよう、専門性を備えた指導者の養成に努めます。

学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型学習のプログラムの開発を進めるとともに、広く関係機関にその成果を普及し、府内各地における人権教育資料等の活用状況を把握して、必要に応じて改訂を行うなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。

学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

#### (4)家庭

#### (取組の現状)

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を担う場です。

日常生活における人権感覚を涵養するため、家庭教育に関する啓発資料の提供や、学習機会の提供、 学習活動の促進を図りながら家庭教育を支援しています。

また、児童虐待をはじめとする家庭内における暴力等を未然に防ぐとともに、家庭の養育機能の再生強化を目指し、地域における家庭支援体制の拡充を図るため、児童福祉の専門機関である児童相談所を中心として、民生委員・児童委員、母子自立支援員などによる相談・問題発見や関係機関によるネットワークの推進に努めています。

#### (課題)

少子化や都市化・核家族化が進む中で、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など家庭の教育機能の低下の問題が指摘されており、そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。

また、家庭においては、地域や学校等様々な場を通じて学習したことが、日常生活において態度や 行動に現れるような人権感覚をはぐくむことが求められています。 さらに、家庭内における暴力や虐待といった人権侵害も発生するなど深刻な問題も増加しています。

### (施策の方向)

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が身に付き、様々な場を通じて学んだ成果がはぐくまれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めます。

さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、児童相談所等の専門性を生かし、学校などの他機関や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

これらの業務を担う関係機関職員などに対する研修の充実による資質の向上を図り、家庭の教育機能の強化の支援に努めます。

### (5)企業・職場

### (取組の現状)

企業(企業により構成される団体を含む。)・職場は、その企業活動・営業活動等を通じ、府民生活に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保する等地域や社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

京都府は、企業・職場に対する取組として、人権意識の高揚を図り、人権問題についての正しい理解と認識を深め、日常業務において常に人権に配慮し、その解決に向けた取組が推進されることを目的として、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等を行っているほか、公正な採用の推進を図るための啓発を行っています。

さらに、京都市、京都地方法務局などの行政機関とともに構成する京都人権啓発行政連絡協議会においても、企業内の同和問題など様々な人権問題の解決を図るため、企業の役職員等に対する研修を 実施するとともに、採用時や職場内の人権侵害を防止するため、企業内人権啓発推進員の設置を推進 しています。

また、企業・職場が実施する研修会等については、様々な人権問題をテーマとして手法も工夫しながら取組が推進され、関係団体を通じた効果的な人権啓発活動の実践に着実に成果を上げてきており、 今後も一層の取組を続けていくことが重要です。

#### (課題)

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、 今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため 企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取組が必要です。

特に、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、厳 しい経営環境の中ではありますが、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配 慮することが重要となっており、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

また、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

### (施策の方向)

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業の役職員等を対象とした人権研修の充実に努めます。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供などの支援に努めます。

### 2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

「新京都府人権教育・啓発推進計画」の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、教職員・社会教育関係者、 医療関係者、保健福祉関係者、消防職員、警察職員、公務員、マスメディア関係者が、人権に配慮し て業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

また、法律家、議会関係者等に対しても、行政機関としての役割を踏まえつつ、人権教育・啓発に係る情報提供など可能な限りの協力に努めることとします。

なお、このほか、国の「基本計画」においては、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員、入国管理関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、自衛官等を人権にかかわりの深い職業に従事する者とし、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めることとされています。

### (1) 教職員・社会教育関係職員

### (取組の現状)

学校における人権教育の推進に当たっては、学校教育の担い手である教職員が子どもの人権意識の 高揚を図る上で、重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権意識を持つことや人 権教育に関する知識・技能を向上させることが不可欠です。

こうしたことから、教職員に対しては、各学校の実態に応じた日常的な研修を基本としながら、京都府総合教育センター等での研修により、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。また、大学等教育機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成しています。 併せて、人権教育指導資料や指導事例集等を各学校に配布し人権教育・啓発の推進を図っています。

社会教育においては、社会教育関係職員が、地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。

そのため、様々な形での指導者研修会を通じて、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者としての養成・資質の向上を図っています。

また、上記人権教育指導資料と併せて活用事例集等手引きを作成し、有効な活用を促進しています。

### (課題)

子どもたちに豊かな人権感覚をはぐくむためには、教職員が重要な役割を担っています。しかし、 教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題が指摘されてい ます。

また、社会教育では、地域住民に個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断して 行動する心構えや習慣が十分に身に付いているとは言えないことなどが指摘されており、地域社会に おいて人権教育を指導、助言する立場にある社会教育関係職員の人権教育に関する認識の深化と指導 力の向上を図ることが必要です。

### (施策の方向)

教職員については、各学校における日常的な研修を基本としながら、京都府総合教育センター等における研修内容を充実させ、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研修の充実にも努めます。

また、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていきます。

なお、府内における学校教育の重要な一翼を担う私立幼稚園・小・中・高等学校及び専修・各種学校や大学における教職員についても、人権意識の高揚が図られるよう要請するとともに私立学校教職員を対象とした人権研修や府立大学及び府立医科大学の教職員に対する人権研修を行います。

また、社会教育関係職員に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の一層の充実に努めます。

### (2) 医療関係者

#### (取組の現状)

医療は、生命と健康に直接かかわるものであり、インフォームドコンセントの徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備をはじめ、適切な患者の処遇等人権意識の一層の高揚が図れるよう、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士等が所属する各医療関係団体において、人権意識の高揚に向けた取組が行われています。

#### (課題)

医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、患者の意思を尊重し患者本位 の医療を提供することが求められており、そのためには、患者のプライバシーへの配慮など患者の人 権に対する深い理解と認識が求められるため、人権教育・啓発の一層の推進が必要です。

### (施策の方向)

患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームドコンセントの徹底や 適切な患者の処遇等人権意識の一層の向上を図るため、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法 士・作業療法士等に対する人権教育が推進されるよう、医療従事者を育成する学校や養成所のほか、 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体における人権教育・啓発の充実について 指導・要請に努めるほか、京都府が実施する研修においても、関係団体の参加を求めていきます。

また、京都府に医療に関する患者や家族の苦情等に対応するための窓口を設置し、医療機関に必要な指導を行う等、人権啓発の充実を図っていくこととします。

### (3) 保健福祉関係者

### (取組の現状)

住民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会の多い生活保護 ケースワーカーや民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係職員に対して、 人権意識の高揚に向けた研修を行っています。

また、保健福祉関係職員を育成する学校や養成所の一部及び研修機関でも、人権尊重に関する意識や態度の形成を目的とした教育が行われています。

### (課題)

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、 常にプライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められ ており、引き続き人権研修に取り組んでいく必要があります。

### (施策の方向)

保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等における保健福祉 関係者に対する人権研修の充実を支援します。

また、こうした保健福祉関係職員を育成する学校や養成所及び研修機関における人権教育・研修の充実について指導・要請に努めます。

### (4) 消防職員

#### (取組の現状)

府内各消防本部の消防職員については、府立消防学校への入校時において各教育課程に応じた人権 教育が実施されています。

府立消防学校では、消防職員の各教育課程の中で人権に関する講義を行っている他、聴覚障害者に 対応するため手話や基礎知識等を身に付けられるよう講義に取り入れ、現場で適切な対応が行えるよ う人権研修の充実を図っています。

### (課題)

消防職員は、その業務を通じて地域住民の生命と暮らしを災害から守ることで社会の安寧秩序を保持し、公共の福祉の増進に努めていることから、幅広い視野と豊かな人権感覚が求められます。そのため、職員に対する人権意識の高揚に向けた教育の一層の充実が必要です。

### (施策の方向)

消防職員が人権に関する正しい知識を修得し、その重要性を認識して各種消防業務において適切な対応を行うよう、府立消防学校において人権に関する講義の充実を図るとともに、各消防本部において継続的に人権研修が実施されるよう要請に努めます。

### (5) 警察職員

### (取組の現状)

警察職員は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持する責務を有しており、 人権にかかわる諸活動が多いことから、人権を尊重した公正かつ適切な職務執行が徹底されるよう、 職務倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化をはじめとし、「京都府警察被害者対策要綱」に基 づく被害者対策に関する各種教養を実施するなど、職場や警察学校において、被害者、被疑者、その 他の関係者の人権への配慮に重点を置いた教育訓練を行っています。

#### (課題)

警察職員は、その職務の内容から人権に深くかかわる事柄が多く、すべての警察職員が人権に関する一層の知識と感性を身に付けることが求められています。

### (施策の方向)

今後とも、人権を尊重し、公正かつ適切な職務執行を行うため、職場や警察学校における各種教養などの機会を通じて、警察職員一人ひとりが人権意識をより一層高めるための教育の充実に努めます。また、被害者の救援、捜査過程における二次的被害の防止・軽減等のための各種施策の推進をはじめ、DVを含む人権侵害の被害者が抱える多様なニーズに応えるためのきめ細かな被害者対策の実践

や、次代を担う青少年の健全育成に関する諸活動の積極的な推進に努めます。

#### (6) 公務員

#### (取組の現状)

京都府職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を行っています。

さらに、市町村の職員に対しても、地域における様々な人権問題の身近な指導者として活躍できるよう、人権の保障をめぐる国内外の取組や人権問題について体系的に学ぶ機会となる指導者養成研修会を実施しています。

### (課題)

人権が尊重される社会の実現に向けて、公務員には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権 尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、人権に関する様々な課題をより広く、よ り深く認識し、その解決に向けて真しに取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育 成を図ることが必要です。

### (施策の方向)

京都府職員に対しては、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の 醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。 各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。 また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても同 和問題など様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めま す。

また、人権尊重の視点に配慮した施策を推進できるよう、職員一人ひとりが担当する業務を点検することができる指標づくりに取り組みます。

なお、市町村職員に対しても、指導者養成研修会等を実施するとともに、積極的に各種情報の提供 を行い職員の人権意識の向上を支援します。

### (7) マスメディア関係者

#### (取組の現状)

マスメディアは府民生活と密接にかかわることから、府民の人権尊重の意識を形成する上で大きな 影響力を持っています。

### (課題)

マスメディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取組が必要です。また、一方では、誤って報道等された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

#### (施策の方向)

マスメディア関係者に対し、その活動を通して積極的に府民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

### 第5章 計画の推進

### 1 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、府民の身近なところで、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。このため、今後とも、指導者研修の内容、方法について、体験的、実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、府民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

### 2 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、 今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、対象者 の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の開発に努め、保育所・幼稚園、学校、地 域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推 進します。

また、学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を呼び起こすなどの創意工夫を凝らすとともに、(財)世界人権問題研究センターや大学における専門的な研究や、国際社会における成果についてもその活用を図ることとします。

### 3 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢の、そして 様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対 象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校・地域社会・家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を作成して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる府民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアやインターネットなどの新たなメディアを積極的に活用するとともに、憲法週間(5月1~7日)人権強調月間(8月)及び人権週間(12月4~10日)に集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。更に、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法(例えば各種コンクールやワークショップ、車椅子体験研修など)を積極的に取り入れるとともに、府民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

### 4 国、市町村、民間等との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、市町村等の公共団体のみならず、民間 団体との連携が不可欠です。

京都府においては、京都市をはじめ民間団体を含む12団体で構成する京都人権啓発推進会議や府域の行政機関で構成する京都人権啓発行政連絡協議会、京都地方法務局を中心とし京都府人権擁護委員連合会や関係市町で構成する人権啓発活動ネットワーク協議会を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開しています。

特に、住民に最も身近な行政を担当する市町村が、地域や住民の実情を踏まえてきめ細かい人権教育・啓発に取り組むことが重要であることから、引き続き、指導者養成研修会を充実するとともに、市町村が行う取組を支援します。

さらに、NPO等による住民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例」の趣旨を踏まえ、NPO等が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

### 5 調査・研究成果の活用

(財)世界人権問題研究センターでは、人権問題について広く世界的な視野に立った総合的な調査・研究が行われ、また広く府民を対象とした各種の講座も開催されています。

人権教育・啓発の推進に当たっては、こうした調査・研究の成果を積極的に活用し、人権に関する 質の高い、最新の知識の普及に努めます。

なお、今後の調査・研究については、人権の保障をめぐる国内外の様々な取組や人権に関する諸問題について、歴史的、社会的、総合的に究明することと併せて、人権尊重の理念を現実社会で実践していくための具体的な方法論を明らかにすることも重要になっており、(財)世界人権問題研究センターや大学等の研究機関において、こうした面でも研究が推進されることを期待します。